

軽井沢駅北口臨時乗降場駐車場誘導委託業務 仕様書

1 業務内容

2023年4月16日から18日にかけて長野県軽井沢町で開催されるG7長野県軽井沢外務大臣会合の開催に伴い、軽井沢駅北口に設置する観光バス・宿泊送迎バスの臨時乗降場において、車両が円滑な運行ができ、かつ適切な駐車ができるように車両案内を行う。

2 履行場所

長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東30-3

3 整理員の配置、就業日時

本業務に従事する駐車場整理員（以下「整理員」という。）の配置及び就業時間については、以下のとおりとする。

日付	時間帯	配置人数
4月16日（日）	6:00～8:00	2名以上
	8:00～18:00	3名以上
	18:00～22:00	2名以上
4月17日（月）	6:00～8:00	2名以上
	8:00～18:00	3名以上
	18:00～22:00	2名以上
4月18日（火）	6:00～8:00	2名以上
	8:00～18:00	3名以上

4 整理員の服装、態度

整理員は腕章等を着用し、整理員であることがわかる服装で業務に当たるものとする。

5 照明器具の設置

日没後、歩行者の安全を確保するため、照明器具を1台以上設置するものとする。

6 損害賠償

受託者の故意又は過失により、人身及び財産に損害を及ぼしたときは、すべて受託者が損害賠償を負うものとする。

ただし、委託者の責に帰すべき理由により生じたものは、この限りでない。

7 損害保障

受託者は、整理員がその職務遂行上にかかる損害及び事故に対する保障を行うものとする。

8 整理員の任務

構内車両の運行、駐車については、安全を第一として次のとおり常に支障、混乱が起こらないように留意しなければならない。

- (1) 観光バス又は旅館・ホテルの宿泊送迎バスに限り駐車させること。
- (2) 歩行者の安全を確保するとともに、臨時乗降場を利用する車両に対し歩行者への安全配慮を喚起すること。
- (3) 臨時乗降場は午前6時に開扉し、午後22時に閉扉すること。
- (4) 長時間(30分以上)駐車する予定の車には、新軽井沢駐車場に行くように案内すること。

9 業務の報告

1日の業務終了後、受託者は駐車場日誌(様式1)を毎日作成し、令和5年4月19日午後12時までに委託者へ提出するものとする。

10 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者と受託者が協議して定める。

駐車場日誌

令和	年	月	日 (曜日)	天気
----	---	---	-----	-----	----

○整理員の配置状況

1	整理員氏名	時間																
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
2																		
3																		
4																		

○駐車場利用車両数

時間帯	利用車両数	時間帯	利用車両数
6:00～7:00		14:00～15:00	
7:00～8:00		15:00～16:00	
8:00～9:00		16:00～17:00	
9:00～10:00		17:00～18:00	
10:00～11:00		18:00～19:00	
11:00～12:00		19:00～20:00	
12:00～13:00		20:00～21:00	
13:00～14:00		21:00～22:00	

○備考（1日を通しての駐車場の状況や特記事項を記入すること）